

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

平成 19 年 ○ 月 ○ 日
閣 議 決 定 案

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 8 条第 6 項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1. 前文中「定めるものである。」の次に次のように加える。

本方針に基づく施策の推進に当たっては、平成 19 年 11 月 30 日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第 1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生 5 原則」、すなわち、

①「補完性」の原則

地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。

②「自立」の原則

地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。

③「共生」の原則

地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。

④「総合性」の原則

国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。

⑤「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。

を踏まえ、施策に取り組むものとする。

その際、「地方再生戦略」の「第2 地方再生の総合的推進」に基づき、ブロック別担当参事官が、中心市街地活性化のみならず、都市再生、構造改革特区、地域再生に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

2. 第2章4. の(2)中「添付するものとする。」の次に次のように加える。

なお、市町村が、同一の区域において、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等のほか、構造改革特別区域基本方針別表第1に定める特例措置、地域再生基本方針に定める支援措置の措置を活用する場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができる。

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について（案） 新旧対照表

※下線部が改正部分。

改正案	現行
<p>中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域である。</p> <p>しかしながら、病院や学校、市役所などの公共公益施設の郊外移転等都市機能の拡散、モータリゼーションの進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少等中心市街地のコミュニティとしての魅力低下、中心市街地の商業地区が顧客・住民ニーズに十分対応できていないことなどにより、中心市街地の衰退が進みつつある。</p> <p>本方針は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に基づき、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために定めるものである。</p> <p><u>本方針に基づく施策の推進に当たっては、平成 19 年 1 1 月 3 0 日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第 1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生 5 原則」、すなわち、</u></p> <p><u>①「補完性」の原則</u></p> <p><u>地域の实情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心とな</u></p>	<p>中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域である。</p> <p>しかしながら、病院や学校、市役所などの公共公益施設の郊外移転等都市機能の拡散、モータリゼーションの進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少等中心市街地のコミュニティとしての魅力低下、中心市街地の商業地区が顧客・住民ニーズに十分対応できていないことなどにより、中心市街地の衰退が進みつつある。</p> <p>本方針は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に基づき、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために定めるものである。</p>

<p><u>り、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。</u></p> <p>②「<u>自立</u>」の原則 <u>地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。</u></p> <p>③「<u>共生</u>」の原則 <u>地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。</u></p> <p>④「<u>総合性</u>」の原則 <u>国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。</u></p> <p>⑤「<u>透明性</u>」の原則 <u>支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。</u></p> <p><u>を踏まえ、施策に取り組むものとする。</u></p> <p><u>その際、「地方再生戦略」の「第2 地方再生の総合的推進」に基づき、ブロック別担当参事官が、中心市街地活性化のみならず、都市再生、構造改革特区、地域再生に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。</u></p>	
<p>第1章 (略)</p>	<p>第1章 (略)</p>

<p>第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 基本計画の認定の手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本計画の記載事項</p> <p>基本計画の記載事項は、法第9条第2項で定めるとおりとする。なお、認定の申請に際し、必要に応じて、関連する資料を添付するものとする。</p> <p><u>なお、市町村が、同一の区域において、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等のほか、構造改革特別区域基本方針別表第1に定める特例措置、地域再生基本方針に定める支援措置の措置を活用する場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができる。</u></p> <p>5. ～ 6. (略)</p>	<p>第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 基本計画の認定の手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本計画の記載事項</p> <p>基本計画の記載事項は、法第9条第2項で定めるとおりとする。なお、認定の申請に際し、必要に応じて、関連する資料を添付するものとする。</p> <p>5. ～ 6. (略)</p>
<p>第3章～第11章 (略)</p>	<p>第3章～第11章 (略)</p>